平成２６年（フ）第１４号
沖縄県うるま市与那城平安座8197番地１　ＳＹＭシルバーハウス緑ヘンザ
債務者　山尾　　務
１　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年５月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１９号
沖縄県沖縄市高原１丁目１番６号　比嘉アパート201号
債務者　比嘉　　忍
１　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年５月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第１０１号
鹿児島県志布志市有明町伊崎田7193、住民票上の住所鹿児島県志布志市有明町野神3619番地、申立時の住所鹿児島県志布志市有明町野神3688番地７
破産者　河野純一郎
１　主文　当裁判所が平成25年８月２日に決定した破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「鹿児島県志布志市有明町野神3688番地７」とあるのを「鹿児島県志布志市有明町伊崎田7193、住民票上の住所鹿児島県志布志市有明町野神3619番地、申立時の住所鹿児島県志布志市有明町野神3688番地７」と更正する。
２　決定年月日　平成26年２月18日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第８７７号
千葉県市川市北方町４丁目2257番地４
破産者　東陽商事株式会社
１　決定年月日　平成26年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８７８号
千葉県市川市南大野２丁目３番Ａ棟1011号
市川パークハイツ
破産者　横井　清文
１　決定年月日　平成26年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７００号
千葉県市原市今津朝山195番地１　ユーハイツ姉崎102号、開始決定時の住所千葉県市原市姉崎787番地３　103号
破産者　馬場　貞二
１　決定年月日　平成26年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３０８号
埼玉県児玉郡上里町大字金久保706番地１
破産者　有限会社サニー大会館
１　決定年月日　平成26年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２６７号
静岡県御殿場市東田中4084番地の１、開始決定時の住所千葉県船橋市三山８丁目30番12―308号
破産者　山口　順一
１　決定年月日　平成26年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１２５号
千葉県習志野市秋津２丁目６番４―202号
破産者　戸澤　忠彦
１　決定年月日　平成26年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４３３号
川崎市宮前区野川3368番地
破産者　株式会社藤美
１　決定年月日　平成26年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
静岡県焼津市下小田668番地の１
破産者　株式会社トライメイク
１　決定年月日　平成26年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３３号
愛知県小牧市久保新町158番地
破産者　株式会社ディーアンドディー
１　決定年月日　平成26年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３５号
神戸市兵庫区松本通６丁目２番７号
破産者　株式会社中野
１　決定年月日　平成26年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０６号
兵庫県三木市別所町興治342番地の１
破産者　伊藤物産運輸株式会社
１　決定年月日　平成26年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９２号
兵庫県姫路市花田町高木197番地４
破産者　株式会社松岡
１　決定年月日　平成26年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１０９号
松江市東津田町2107番地16　フォルシュ203号室
破産者　武田　　強
１　決定年月日　平成26年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４２９号
岡山市北区庭瀬115番地４
破産者　小林太美子
１　決定年月日　平成26年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３３号
岡山市北区庭瀬115番地４
破産者　有限会社小林商会
１　決定年月日　平成26年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８２号
広島市西区三篠町１丁目16番15号
破産者　有限会社西日本メディカル
１　決定年月日　平成26年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０号
佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦1631番地
破産者　エム・アール・ピー株式会社
１　決定年月日　平成26年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部